

## 仙北市スーパーシティ連携事業者候補公募要領

### 1 目的

本件は、国が公募するスーパーシティのエリア選定（国家戦略特別区域法に基づくスーパーシティ型国家戦略特区の対象区域の選定）への応募に向けて、市と連携して事業を提案し、提案後は市および他の事業者等と連携して事業を実施する者を選定することを目的とする。

### 2 事業者の公募

仙北市スーパーシティ構想の実現に向けて、国家戦略特別区域基本方針における「データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施する主要な事業者」の候補を次の区分ごとに公募する。

#### (1) 先端的サービスを実施する事業者

別紙「仙北市スーパーシティ構想について」に記載の先端的サービス分野の例等の一つ又は複数分野への提案がある事業者  
(先端的サービス分野の例)

- |     |     |       |     |           |
|-----|-----|-------|-----|-----------|
| ①移動 | ②農業 | ③防災   | ④観光 | ⑤エネルギー    |
| ⑥環境 | ⑦物流 | ⑧医療介護 | ⑨教育 | ⑩行政手続き・決済 |

#### (2) データ連携基盤整備を実施する事業者

データ連携基盤について提案がある事業者

### 3 参加者の資格

次の要件を満たす単独法人または共同体であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 仙北市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

#### 4 今後の想定スケジュール

令和3年1月18日（月）公募要領発表・公募開始  
 令和3年2月15日（月）提案書 提出期限（正午まで）  
 令和3年2月下旬 選定委員会の開催  
 令和3年3月上旬 審査結果の通知

#### 5 企画提案書の提出

（1）応募する者は、次の書類及び電子データを記録したCD-R等1枚を郵送等で提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
①応募書類表紙（様式1）	必要事項を記入。	7部
②-1 会社概要（様式2）	必要事項を記入。 ※共同体で応募する場合は、事業者ごとに作成。 ※パンフレット等での代用可。	7部
②-2 業務実績調書（様式3）	必要事項を記入。 ※共同体で応募する場合は、事業者ごとに作成。 ※同種業務等について過去3年の実績を記載。	7部
③-1 先端的サービス実施事業者 企画提案書（任意様式）	次の内容について、記載すること。 ①企画提案内容の要旨 ②解決したい地域課題 ③先端サービス分野（1つまたは複数）及び事業内容 ④規制改革の内容（対象となる法律等、仙北市近未来技術実証ワンストップセンターへの相談事項等） ⑤実現に向けたプロセス（スケジュール感） ⑥市民にとってのメリット/デメリット及び課題 ⑦地域事業者のメリット/デメリット及び課題 ⑧デジタルデバインドへの配慮 ⑨サービス提供の持続可能性の考え方について （サービスの継続提供に係る市内拠点や連携先等） ⑩導入費用、ランニング費用の考え方、構造、試算等	7部

<p>③-2 データ連携基盤整備実施事業者企画提案書（任意様式）</p>	<p>次の内容について、記載すること。</p> <p>①企画提案内容の要旨</p> <p>②データ連携基盤の考え方（システム構成図、整備・改修スケジュール、APIの公開等システム間の相互の連携及び互換性の確保、スモールスタートからの拡張性、他自治体等への発展性等）</p> <p>③セキュリティ及び個人情報保護に対する考え方（オプトイン型、データの分散管理等）</p> <p>④BCPに対する考え方（災害時の復旧対応、バックアップの考え方等）</p> <p>⑤都市OSのビジネスモデルの考え方（地域協議会主導モデル、自治体主導モデル、民間主導モデル等）</p> <p>⑥持続可能な維持運営の考え方について（連携基盤の継続保守に係る市内拠点や連携先等）</p> <p>⑦導入費用、ランニング費用の考え方、構造、試算等</p>	<p>7部</p>
--	---	-----------

※ 左上をクリップ留めとする。

※ 企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

※ ③-1、③-2は応募する事業者の区分に応じて、いずれかを提出する（両区分に応募する場合は、両方を提出する）。なお、A4版、片面印刷を原則とし、割付印刷を可とするが、文字の大きさなど資料が見易いように配慮すること。

(2) 提出先、提出期限及び提出方法

- 1) 提出先 「9 問合せ先」に同じ
- 2) 提出期限 令和3年2月15日（月）正午必着
- 3) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。

なお、FAXや電子メールでの提出は受け付けない。

## 6 選定方法

(1) 連携事業者候補の特定等に関する審議は、次の示す委員会で行う。

名 称	仙北市スーパーシティ公募事業者選定委員会
所掌事務	評価、連携事業者候補の特定に関すること

※選定委員会開催前に、提出書類の内容の確認のため、事務局よりヒアリングを行う。

(2) 選定委員は企画提案書類をもとに、次の観点から評価を行う。

### 1) 先端的サービス実施事業者

評価項目	評価の観点	配点(満点)
事業実施能力	①提案事業に係る業務経験があるか。	100
企画提案内容	①事業目的に合致した提案内容となっているか。 ②解決したい地域課題の分析が的確か ③独創性や先進性のある事業提案か。 ④関連法規、ワンストップセンターへの相談事項等、 規制改革の内容が提案事業と適合しているか。 ⑤実現に向けたプロセスが合理的か。 ⑥市民にとってのメリット/デメリット及び課題の 分析が的確か。 ⑦地域の事業者にとってのメリット/デメリット及 び課題の分析が的確か。 ⑧高齢者の使用等を踏まえて、デジタルデバインドへの 配慮がなされているか。 ⑨サービスの事業計画は持続可能な内容か。 (市内に本社、支店、営業所、代理店等の拠点があ り、継続的なサービス提供が可能か。拠点がない 場合、市内事業者と連携して継続的なサービス提 供が可能か。) ⑩導入費用、ランニング費用の考え方等が合理的か。	400
合 計		500点

2) データ連携基盤整備実施事業者

評価項目	評価の観点	配点 (満点)
事業実施能力	①スマートシティ関連の業務経験があるか。	100
企画提案内容	①事業目的に合致した提案内容となっているか。 ②システム構成図、整備・改修スケジュール、APIの公開等システム間の相互の連携及び互換性の確保、スモールスタートからの拡張性、他自治体への発展性等、データ連携基盤の考え方が的確か。 ③オプトイン型、データの分散管理等、セキュリティ及び個人情報保護に対する考え方が的確か。 ④災害時の復旧対応、バックアップの考え方等、BCPに対する考え方が的確か。 ⑤都市OSのビジネスモデルの考え方が合理的か。 ⑥データ連携基盤の維持運営の計画は、持続可能な内容か。 (市内に本社、支店、営業所、代理店等の拠点があり、継続的なデータ連携基盤の維持運営が可能か。拠点がない場合、市内事業者と連携して継続的な維持運営が可能か。) ⑦導入費用、ランニング費用の考え方等が合理的か。	400
合 計		500点

(3) 評価点を集計し協議の上、連携事業者候補を決定する。

(4) 審査の結果は郵送にて通知する。

7 選定された事業者の扱い

連携事業者候補に特定された者は、企画提案書の趣旨に基づき、「スーパーシティ型」に向けて内閣府に提出する書面の内容について市と協議を行い、最終的な提出書の作成に協力する。

連携事業者候補に特定された者は、上記協議に基づき、市が「スーパーシティ型指定」に向けて内閣府に提出する書面に、主要な事業者候補として記載する。なお、連携事業者候補に特定された者及び市は、上記書面への記載により、直ちに、仙北市構想に記載しているプロジェクトに要する費用の一部又は全部を負担する義務を負うものではない。

## 8 その他

(1) 企画提案書類の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

ア. 提出書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。

イ. 提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。

ウ. 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

エ. 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。

オ. 本応募に関して選定委員会委員との接触があった場合。

(3) 提出書類の取扱い

ア. 提出された書類は、連携事業者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

イ. 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「仙北市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ. 提出された書類は、連携事業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ. 提出された書類は返却しません。

## 9 問合せ先

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

仙北市総務部 地方創生・総合戦略室（担当：明平）

電 話 0187-43-3315 ファクシミリ 0187-43-1300

メール [sousei@city.semboku.akita.jp](mailto:sousei@city.semboku.akita.jp)

※企画提案書の作成方法、その他の事項等につきまして、お気軽にご相談ください。

以上